

函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 0 号

函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則の一部を改正する規則

函館市会計年度任用職員の初任給の基準に関する規則（令和元年函館市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）の表中「6 9 号給」を「6 5 号給」に改める。

別表第 1（2）の表中「1 3 号給」および「1 7 号給」を「1 号給」に、「7 3 号給」を「5 7 号給」に改める。

別表第 3 中

国家公務員，地方公務員または旧公共企業体，政府関係機関もしくは外国政府の職員としての在職期間		1 0 0 分の 1 0 0 以下	を
民間における企業体，団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	1 0 0 分の 1 0 0 以下	
	その他の期間	1 0 0 分の 8 0 以下	

国，地方公共団体，旧公共企業体，政府関係機関，外国政府または民間における企業体，団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間またはこれに準ずる期間に限る。）	1 0 0 分の 1 0 0	に，
	その他の期間	1 0 0 分の 1 0 0 以下	

「特殊の知識，技術または経験を必要とする職務に従事した期間で，その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの」を「職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間」に改め，同表備考中「民間における企業体，団体等の職員としての在職期間」を「国，地方公共団体，旧公共企業体，政府関係機関，外国政府または民間における企業体，団体等の職員等としての在職期間」に改める。

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。